

「商店街における感染症防止対策ガイドライン」の廃止について

令和5年2月28日

全国商店街振興組合連合会（全振連）では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と経済社会活動の両立を図っていくにあたり、事業者と来街者の皆様の安心・安全確保に資するため、令和2年5月14日以降、各商店街で留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめ公表してまいりました。

こうしたなか、政府においては、令和5年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの取り扱いを改め、個人の主体的な判断に委ねる一方、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により利用者又は従業員にマスク着用を求めることは許容されることとされます。また、令和5年5月8日には新型コロナウイルスの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが変更され、基本的対処方針等も廃止される予定です。

以上を踏まえ、「商店街における感染症防止対策ガイドライン」は、令和5年5月8日をもって廃止いたしますが、マスクに関する記述については、3月13日をもって削除いたします。今後、マスクの着脱については、以下の政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」をご参照ください。合わせて、内閣官房ホームページ及び各自治体の関連情報を参照頂きますとともに、各事業者が関連する業種ごとのガイドラインがある場合にはその記載事項を踏まえて適切に対応してください。

なお、政府における対応が変更となりました場合は、全振連ホームページでお知らせします。

(内閣官房／マスク着用の考え方の見直し等について)

新型コロナウイルス等感染症対策本部決定／2月10日

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

(内閣官房／新型コロナウイルス感染症関連ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針

令和2年5月14日

令和2年6月16日改訂

令和2年10月8日改訂

令和3年9月17日改訂

令和3年10月25日改訂

令和4年8月26日改訂

令和4年11月1日改訂

令和5年2月28日改訂

(令和5年5月8日廃止予定)

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と経済社会活動の両立を図っていくにあたり、商店街においては、適切な感染防止対策を講じ、事業者と来街者の皆様の安心・安全を確保していくことが求められます。

このため、各商店街で留意すべき事項を本ガイドラインにまとめました。事業者の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考としつつ、各商店街の実情に応じて、感染拡大防止に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

I. 一般的事項

商店街は、飲食店等の個店が集積していることから、感染の拡大が生じないように下記対策を推進すること。

1. 店舗等における感染防止対策及び来街者の皆様への注意喚起

- ① いわゆる咳エチケットなど、感染防止対策を来客の皆様にも励行いただくよう依頼を徹底すること。令和5年2月10日の政府対策本部の決定を踏まえ、令和5年3月13日以降のマスクの着用については、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」(https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html) や、本ガイドライン参考1を参照しつつ、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ② 手洗いまたはアルコール等の手指消毒液の使用を徹底すること。
- ③ 屋内施設においては、機械換気による常時換気を行うこと。機械換気が設置されていない場合は、窓開け換気を行うこと。効果的な換気のポイントは以下の通り。
 - ・窓開け換気は2方向を開けると換気効果が大きい。
 - ・外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。室内環境の目安は、温度18°C～28°C、相対湿度40%～70%が望ましい。
 - ・必要な換気量（一人当たり換気量30 m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持する。
 - ・必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的である。
 - ・必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPA

フィルタ付きの空気清浄機の使用も考えられる。

(第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和4年7月14日)の提言より引用)

- ④ 買い物時等には、人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保していただくよう依頼すること。
- ⑤ 飲食時の感染防止対策の周知(アナウンス等による飲食時の感染防止対策の呼びかけ、飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨、身体的距離の確保等)を、基本的な感染防止策を実施することと合わせて実施すること。
- ⑥ 入店時の検温、有症状(37.5度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者)の入店防止措置への協力を依頼すること。

2. 商店街共用部(駐車場、トイレ、休憩スペース等)における感染防止対策

- ① 共有する物品(トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等)や不特定多数(出入口、休憩室・更衣室・食堂・喫煙室)が接触する場所については、必要に応じて消毒すること。消毒方法について、厚生労働省HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)等を参照すること。
- ② 屋内施設においては、機械換気による常時換気を行うこと。機械換気が設置されていない場合は、窓開け換気を行うこと。

※換気に関する詳細については、「I 一般的事項 1. 店舗等における感染防止対策及び来街者の皆様への注意喚起」の③を参照。

- ③ ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、適切な清掃方法により定期的に清掃をした上で使用すること。
- ④ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて縛って密閉すること。ゴミを回収する人は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」を心がけ、ごみを捨てた後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。
- ⑤ 休憩スペース等の従業員共有スペースにおいて休憩・休息の際は、対処方針を踏まえ人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保し、一定人数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をすることが望ましい。

3. 従業員の感染防止対策

- ① 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。また、有症状者（37.5度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者）の出勤を自粛するとともに、体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談すること。
- ② いわゆる咳エチケットなど、感染防止対策を徹底すること。
- ③ 手洗いまたはアルコール等の手指消毒液の設置・使用を徹底すること。
- ④ 感染予防対策の周知徹底を図ること。
- ⑤ 休憩時間や待合場所、車両内部や共同生活空間等での密集を回避すること。密集が回避できない場合は、各商店街・店舗の実情に応じ、人数制限・動線の確保、換気、対

人距離確保に努めること。

- ⑥ 来客数が増大し密集状態が懸念される場合は、適切な入場制限や整列対応（列にマークを付ける等）、利用時間をずらす等の工夫を行うこと。
- ⑦ 店内では、間隔を空けた座席配置、真正面の座席配置回避（対処方針を踏まえ、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する）、パーティションやアクリル板、透明ビニールカーテンを設置するなどして感染防止に努めること。

※空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

- ⑧ 飲食店では持ち帰りやデリバリー等の活用も検討すること。
- ⑨ 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式の場合、一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用し、取り分け用のトングや箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底するまたは、料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分けること。
- ⑩ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないこと。
- ⑪ 電子決済の利用を推奨すること。
- ⑫ 抗原検査キット等の活用を図ること。出勤後に従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原検査キット等を活用して検査を実施すること。症状が軽いなどの場合は、抗原定性検査キットで自ら検査を行い、陽性の場合、健康

フォローアップセンターに連絡し、自宅療養する方法の活用も検討すること（本ガイドライン参考2参照）。

- ・ 職場での検査を行う場合は「職場における検査等の実施手順（第3版）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>) に従うこと。

- ・ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html) 等を参照すること。

II. 商店街イベント（お祭り、セール、抽選会等）の実施

1. 基本的な考え方

商店街における集客を伴うイベントについては、参加人数が比較的少ないイベントも含め、都道府県の方針に従うことを前提に、上述I.の各項目を遵守した上で実施すること。また、来場者の区画・管理に努めることが望ましい。

2. 具体的な感染防止対策及び収容率・人数上限

商店街イベント開催時の収容率及び人数上限に関しては、上述の基本的考え方を前提に安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。それ以外の場合、人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とする。

※安全計画を策定せずに実施する場合は、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を

記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表・イベント終了日より1年間保管する必要あり。

※収容率・人数上限を含む催物の開催制限等については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP「最新情報」のページ (<https://corona.go.jp/news/>) にて、最新の【事務連絡】を確認すること。

<商店街イベント実施時の感染防止対策>

- ① 手洗いまたはアルコール等の手指消毒液の使用を徹底すること。
- ② 施設内（出入口、トイレの他、ウイルスが付着した可能性のある場所）を必要に応じて消毒すること。
- ③ 屋内施設においては、機械換気による常時換気を行う。機械換気が設置されていない場合は、窓開け換気を行うこと。

※換気に関する詳細については、「I 一般的事項 1. 店舗等における感染防止対策及び来街者の皆様への注意喚起」の③を参照。

- ④ 来客数が増大し密集状態が懸念される場合は、適切な入場制限や整列対応（列にマークを付ける等）、入退場時間をずらす等の工夫を行うこと。入場口・トイレ等で密集が回避できない場合は、各商店街等の実情に応じ、人数制限・動線の確保、換気、対人距離確保に努めること。
- ⑤ イベント会場では、人と人が触れ合わない間隔の確保を行うこと。
- ⑥ 飲食専用エリアを設置する場合については、感染防止対策（①アクリル板等パーティションの設置又は座席の間隔確保、②手指消毒の徹底、④換気の徹底）を講じること。

また、飲食時の感染防止対策の周知（アナウンス等による飲食時の感染防止対策の呼びかけ、飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨、身体的距離の確保等）をすること。

- ⑦ イベント会場入場時の検温へのご協力を依頼すること。また、有症状者（37.5 度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者）の入場制限を行うこと。入場制限については、イベント開催前に周知を行うこと。
- ⑧ 有症状者は出演、練習を控えること。特に、合唱等声を発出するイベントでは参加者間の身体的距離の確保、換気の徹底等、感染防止対策を講じること。また、演者等と観客がイベント開催時及びその前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。
- ⑨ 演者に対する検査の活用・徹底を図る際には、以下を参考にすること。
 - ・ 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握を依頼する。
 - ・ 体調が悪い場合には出演を見合わせる。
 - ・ 演者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その演者に対し、抗原検査キットを活用して検査を実施することが望ましい。
 - ・ 抗原検査キット等の活用については、「I 一般的事項 3. 従業員の感染防止対策」の⑫を参照すること
- ⑩ イベント前後の滞留回避、身体的距離の確保を実施すること。
- ⑪ イベント前後は会場への呼びかけ等により、時差入退場の実施をすること。
- ⑫ 主催者及び施設管理者において、本ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で

公表すること。

【表1】感染状況に応じたイベント開催制限等について

(令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡別紙1)

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

Ⅲ. その他事項

このほか、商店街に属する各店舗において、小売業や飲食業を含め、関連する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応すること。

また、感染防止対策に関する従業員への指導や来街者への協力依頼、情報発信にあたっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による「感染拡大防止 特設サイト」

(<https://corona.go.jp/proposal/>) に掲載されているポスター・チラシ等も活用されたい。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえて、見直すことがあり得る。

また、特段の事情が無い限り、本ガイドラインは令和5年5月8日をもって廃止とする。

以上

(参考1) マスク着用の考え方の見直し等について

(内閣官房HP「マスク着用の考え方の見直し等について」より)

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

(参考2) With コロナの新たな段階への移行に向けた見直しについて
(厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」より)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症 体調に異変を感じたら ～自分で検査、すばやく療養へ～

「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？



- ①あわてずに、症状や常備薬をセルフチェック
- ②国が承認したキットを用いてセルフチェック

【陽性だった場合】

陽性で症状が軽い場合は、自治体の健康フォローアップセンターに連絡し、すみやかに自宅等で療養を開始することができます。

【陰性だった場合】

必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう。

検査キットを選ぶ際の注意点



検査キットは国が承認したキット(※)を使いましょう！
(※)【体外診断用医薬品】又は【第一類医薬品】と表示されています。
○×は承認の有無を示します。

検査キットを購入する際は、医療用又は一般用検査キット(OTC)(※)として国が承認したものを使いましょう。医療用は薬局で、OTCは薬局だけではなく薬店やインターネットでも購入することができます。インターネット販売サイト等では「研究用」と称するものが多く販売されていますが、国で承認されたものではなく、性能等が確認されていません。

健康フォローアップセンターとは？

健康フォローアップセンターは、症状が軽いなど医療機関を受診せず、すぐに自宅療養を開始したい方が検査キットを用いてセルフチェックを行い陽性だった場合に、速やかな療養に繋げることを目的に各都道府県に設置しています。お住まいの都道府県によって名称や支援内容、利用の手続きが異なりますので、お住まいの自治体のウェブサイト等で、地域のセンターを確認してください。

厚生労働省ウェブサイト



対象	<ul style="list-style-type: none">・ 症状が軽いなど、医療機関を受診せず、自宅で速やかに療養を開始したい方。特に、<ul style="list-style-type: none">➢ 65歳未満の方➢ 重症化リスクを有しない方➢ 妊娠していない方
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 電話等での健康状態の相談・ 受診が必要な方や体調が変化した方には医療機関を紹介 ※自治体によっては配食サービスなどを案内している場合もあります。



**65歳以上の方や基礎疾患がある方、
お子さんや妊娠している方など
受診を希望する方は発熱外来へ**